

# 新宮町再犯防止推進計画

2025 年(令和7年)3月

新 宮 町



## 目 次

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 再犯防止推進計画の位置づけ             | 1  |
| 2 | 計画策定の趣旨・目的                | 2  |
| 3 | 計画の対象者                    | 2  |
| 4 | 計画の期間                     | 2  |
| 5 | 計画の基本方針                   | 3  |
| 6 | 再犯防止推進の施策                 |    |
|   | （1）就労・住居の確保のための支援         | 3  |
|   | （2）保健医療・福祉サービスの利用促進       | 6  |
|   | （3）学校等と連携した非行防止と修学支援      | 7  |
|   | （4）関係機関等との連携強化と広報・啓発活動の推進 | 10 |
| 7 | 計画の推進体制                   | 12 |

## 1 再犯防止推進計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、新宮町再犯防止推進計画を策定します。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2015年（平成27年）の国連サミットで採択されたSDGsの理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、2030年（令和12年）までの国際社会全体の持続可能な17のゴール（目標）を定めています。

新宮町においても、SDGsの理念を踏まえて、本計画を推進していきます。

### ●本計画と関連するSDGsゴール

|                                                                                     |                       |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|  | 1 貧困をなくそう             | あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる                                                        |
|  | 3 すべての人に健康と福祉を        | あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する                                               |
|  | 4 質の高い教育をみんなに         | 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する                                          |
|  | 10 人や国の不平等をなくそう       | 各国内及び各国間の不平等を是正する                                                             |
|  | 16 平和と公正をすべての人に       | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                      |

## 2 計画策定の趣旨・目的

- (1) 2016年(平成28年)12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が制定され、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。
- (2) 犯罪をした人等の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援に当たっては、就労、住居、保健医療、福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要となっています。
- (3) 本町としても、関係機関等と連携し、犯罪をした人等が孤立することなく、再び社会の一員となれるよう支援し、再犯防止を図る施策を総合的かつ計画的に推進するため「新宮町再犯防止推進計画」を策定します。

## 3 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者とします。

## 4 計画の期間

計画の実施状況や地域を取り巻く状況の変化に対応できるよう、期間は定めず、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5 計画の基本方針

本計画は、次の4つを重点項目として取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保のための支援
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用促進
- (3) 学校等と連携した非行防止と修学支援
- (4) 関係機関等との連携強化と広報・啓発活動の推進

## 6 再犯防止推進の施策

### (1) 就労・住居の確保のための支援

就労・住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための重要な基盤です。犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域社会で安定した生活を送れるよう、関係機関等と連携、協力し、就労先及び住居の確保のための支援に努めます。

#### ○保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

| 年 別             | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   | 令和5年   |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保護観察終了者<br>(総数) | 26,184 | 24,844 | 24,075 | 22,915 | 20,694 |
| 職業不詳の者          | 619    | 517    | 473    | 448    | 441    |
| 無職である者          | 5,444  | 6,075  | 5,653  | 5,534  | 5,079  |
| 無職である者の<br>割合   | 21.3   | 25.0   | 24.0   | 24.6   | 25.1   |

※保護観察とは 犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの

出典：令和6年版再犯防止推進白書

○刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

| 年 別        | 令和元年   | 令和２年   | 令和３年   | 令和４年   | 令和５年   |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 刑務所出所者総数   | 19,993 | 18,931 | 17,809 | 17,142 | 16,233 |
| 帰住先がない者    | 3,380  | 3,266  | 2,844  | 2,678  | 2,591  |
| 帰住先がない者の割合 | 16.9   | 17.3   | 16.0   | 15.6   | 16.0   |

※「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。

※「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者を含む。

出典：令和６年版再犯防止推進白書

【町の取組】

| No. | 取組                | 内容                                                                                     | 担当課   |
|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 就労に関する情報及び学習機会の提供 | 関係機関と連携し就労に関するセミナー等の開催や求人情報の提供に努め、就労困難者等の就労を支援する機会を創出する。                               | 産業振興課 |
| 2   | 公営住宅等の情報提供        | 町営住宅や県営住宅の情報を発信する。                                                                     | 環境課   |
| 3   | しごと・くらし相談室        | 就業や生活に困っている人を対象に相談室を開設する。支援に当たっては、誰もが相談しやすい体制づくりを行うとともに、関係機関と連携しながら相談者に応じた自立に向けた支援を行う。 | 健康福祉課 |

|   |                                  |                                                                                   |       |
|---|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 4 | シルバー人材センターを活用した高齢者の生きがいづくりと雇用の確保 | 高齢者の就労支援のためシルバー人材センターへの加入を促進し、就労をとおして生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう支援する。                  | 健康福祉課 |
| 5 | 障がい者の就労支援                        | 障がい者の働きたい、社会参加したいという思いを実現し、生きがいをもって生活できるように支援を行う。                                 | 健康福祉課 |
| 6 | 障がい者福祉サービスの充実                    | 障がい者の社会参加を支援するため、障がいに応じたサービスを提供するとともに、訓練給付を通じた就労支援を行い、障がい者自らが自立した社会生活ができるよう支援を行う。 | 健康福祉課 |
| 7 | 心配ごと・福祉なんでも相談                    | 身近な地域で、こどもから高齢者まで、地域で暮らすすべての人からの様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるよう支援する。     | 総務課   |

## (2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

高齢者や障がいのある人等、地域で安心して暮らすために福祉的支援が必要な場合があり、福祉的支援のニーズを的確に把握していく必要があります。関係機関等と連携を図りながら、適切な保健医療・福祉サービスの利用促進に努めます。

### ○特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

| 年 別       | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 高齢        | 398  | 370  | 401  | 350  | 385  |
| 身体障がい     | 106  | 104  | 90   | 99   | 100  |
| 知的障がい     | 199  | 211  | 235  | 188  | 211  |
| 精神障がい     | 317  | 311  | 373  | 350  | 369  |
| 特別調整の終結人員 | 775  | 767  | 826  | 752  | 796  |

※「特別調整」とは、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげること。

※「終結人員」は、少年、特別調整の希望取下げ及び死亡によるものを含む。

出典：令和6年版再犯防止推進白書

### 【町の取組】

| No. | 取組                          | 内容                                                                                        | 担当課   |
|-----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 地域支援事業                      | 介護保険被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう介護予防事業、包括的支援等を行う。 | 健康福祉課 |
| 2   | 成年後見制度、日常生活自立支援事業の対象者への周知啓発 | 判断能力が不十分な人を支援する制度の周知・啓発を行う。                                                               | 健康福祉課 |

|   |                   |                                                                                      |       |
|---|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 3 | 障がい者福祉サービスの充実【再掲】 | 障がい者の社会参加を支援するため、障がいに応じたサービスを提供するとともに、訓練給付を通じた就労支援を行い、障がい者自らが自立した社会生活ができるよう支援を行う。    | 健康福祉課 |
| 4 | 社会福祉協議会との連携強化     | 地域共生社会をめざして、福祉を中心とした地域活動の充実を図るため、福祉活動の中心である社会福祉協議会の活動を支援し、民生委員などと連携して福祉のまちづくりを進めていく。 | 健康福祉課 |

### (3) 学校等と連携した非行防止と修学支援

非行を未然に防止するためには、家庭、学校をはじめ地域の様々な関係機関及び団体等が連携した取組が必要です。

また、非行のある児童生徒及び少年の立ち直りのためには、関係機関と連携し、家族や本人の必要に応じた支援及び指導等に努めます。

#### 【町の取組】

| No. | 取組          | 内容                                                                              | 担当課   |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 犯罪防止等への啓発促進 | 児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への啓発を促進する。 | 学校教育課 |

|   |                             |                                                                                                                                                                         |        |
|---|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 2 | 就学(修学)における支援の充実(専門相談員の配置促進) | 家計的な不安への相談や奨学金制度の利用、学用品等の就学支援を提供するなど、就学(修学)に向けた相談支援を促進する。非行に限らず、友達関係、不登校、親子間でのトラブル、いじめ、犯罪等の被害、児童虐待等の相談体制をより充実させるため、適切な相談への支援体制を図る。                                      | 学校教育課  |
| 3 | 立ち直り支援への連携体制の構築             | 問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、日常的なネットワークの構築を促進する。問題行動がみられる児童生徒に関しては、引き続き、学校、主任児童委員、福岡児童相談所、警察(中央少年サポートセンター、スクールサポーター)、保護司等の関係機関と情報共有を図るとともに、相互の協力を促進する。 | 学校教育課  |
| 4 | 地域における非行の未然防止につながる居場所づくり    | いつでも、誰でも、気兼ねなく利用できる居場所、学校に行けない時でも、社会とつながっていられる場所を提供する。                                                                                                                  | 子育て支援課 |
| 5 | 相談できる場所の充実                  | 親や学校以外で相談できる場所を提供する。                                                                                                                                                    | 子育て支援課 |

|   |                       |                                                                                                                                                  |       |
|---|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 6 | 非行防止教育への推進            | 非行の原因や影響等の理解を深めるため、社会のルールを守ることへの重要性を学ぶとともに、自らの危険を回避できるよう安全教育を促進し、子どもたちの非行への未然防止や規範意識の向上を図る。薬物乱用の危険性等について理解を広めるため、学校と連携を図りながら教育の一環として非行防止教育を推進する。 | 学校教育課 |
| 7 | メディアリテラシー教育の推進        | 急激に増加するインターネットやSNS等に関連したトラブルや犯罪等への関与を未然に防ぐため、インターネットやSNS等の適切な使用方法やネット社会におけるリスク指導、トラブル対応等の教育を通じて、情報に関する取扱いや危険性について学ぶ機会を学校と連携し、非行防止へ繋がる教育を推進する。    | 学校教育課 |
| 8 | 青少年の非行・被害防止全国強調月間での啓発 | 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせて、啓発物品の配布や街頭啓発等により啓発事業を実施する。                                                                                           | 社会教育課 |
| 9 | 青少年健全育成・非行防止の啓発       | 関係団体等と連携し、少年期から非行防止等の理解を深めて規範意識を育てるため、非行防止等の啓発に取り組む。                                                                                             | 社会教育課 |

#### (4) 関係機関等との連携強化と広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、立ち直ろうとする自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう地域において受け入れ、その立ち直りを支援することが必要です。

再犯防止や更生保護などの立ち直り支援活動や広報・啓発活動は、保護司等の関係機関・団体や地域のみなさんに支えられています。しかしながら、近年、保護司や地域活動における担い手不足が課題となっています。加えて再犯の防止等に関する取組は、町民にとっては必ずしも身近なものではないため、十分に認知されていない等の課題もあります。

再犯防止に取り組んでいる関係機関及び関係団体等との連携強化を図り、その取組を支援するとともに広報・啓発活動の推進に努めます。

##### 【町の取組】

| No. | 取組                | 内容                                                                                                                 | 担当課   |
|-----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 保護司会、更生保護法人の活動を支援 | 更生を援助する地域社会をつくるため、「保護司の適任者確保」「保護司の面接場所の提供」など、保護司会、更生保護法人の活動を支援する。                                                  | 総務課   |
| 2   | 防犯関係団体等との連携体制の強化  | 町民等の安全確保、良好な生活環境の維持、安全意識の高揚及び安全安心まちづくり活動の推進を図るため、町内の各防犯関係団体で構成する「新宮町安全安心まちづくり推進協議会」の活性化を図るとともに、警察などの関係機関との連携強化を図る。 | 地域協働課 |
| 3   | 地域包括ケアの推進         | 高齢になっても住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心安全な生活を送るために、地域の支え合い体制の構築を図る。                                                            | 健康福祉課 |

|   |                                 |                                                                                                            |              |
|---|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4 | 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進              | 7月の「再犯防止啓発月間」を中心に、広報や啓発活動を積極的に実施し、再犯防止や更生保護に関し、地域住民の理解促進を図る。                                               | 総務課          |
| 5 | 社会を明るくする運動強調月間での啓発              | 7月の「社会を明るくする運動強調月間」において、新宮町保護司会をはじめ関係団体等と連携し、啓発事業を実施する。                                                    | 総務課<br>社会教育課 |
| 6 | 依存症（アルコール、薬物、ギャンブルなど）に関する啓発     | 依存症に関する知識を町民が正しくもち、依存症にならない・させない地域をつくっていきけるよう情報を発信する。また、依存症患者やその家族などが支援を受けながら地域で生活できるように、各相談窓口や支援団体の周知を行う。 | 健康福祉課        |
| 7 | 青少年の非行・被害防止全国強調月間での啓発【再掲】       | 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせて、啓発物品の配布や街頭啓発等により啓発事業を実施する。                                                     | 社会教育課        |
| 8 | 青少年健全育成・非行防止の啓発【再掲】             | 関係団体等と連携し、少年期から非行防止等の理解を深めて規範意識を育てるため、非行防止等の啓発に取り組む。                                                       | 社会教育課        |
| 9 | 成年後見制度、日常生活自立支援事業の対象者への周知啓発【再掲】 | 判断能力が不十分な人を支援する制度の周知・啓発を行う                                                                                 | 健康福祉課        |

|    |                                      |                                                                                    |                       |
|----|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 10 | シルバー人材センターを活用した高齢者の生きがいづくりと雇用の確保【再掲】 | 高齢者の就労支援のためシルバー人材センターへの加入を促進し、就労をとおして生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう支援する。                   | 健康福祉課                 |
| 11 | 社会福祉協議会との連携強化【再掲】                    | 地域共生社会をめざして、福祉を中心とした地域活動の充実を図る。福祉活動の中心である新宮町社会福祉協議会を支援し、民生委員などと連携して福祉のまちづくりを進めていく。 | 健康福祉課                 |
| 12 | 人権教育・啓発の推進                           | 町民一人ひとりが人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進する。                      | 総務課<br>学校教育課<br>社会教育課 |

## 7 計画の推進体制

本計画を推進するため、関係各課・局が、事業の実施に係る連携や調整を図ります。また、国、県、地域の関係機関や団体、その他関係者との連携・協働による取組を総合的に推進します。